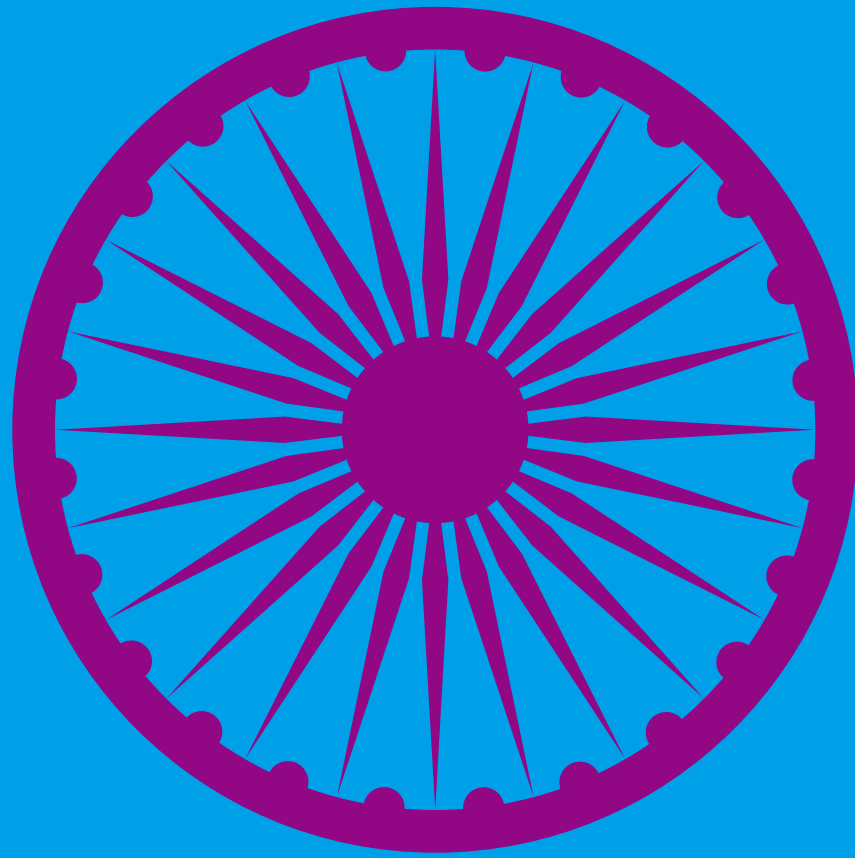


The background features a stylized silhouette of an oil rig and a helicopter against a solid red sky. The rig includes a tall derrick, a crane, and various platform structures. The helicopter is positioned on the right side of the rig. The bottom of the image is filled with horizontal blue stripes of varying shades, representing the sea.

MAKEIN
メイク・イン・インディア

石油・ガス



農業から自動車まで
ハードウェアからソフトウェアまで
衛星から潜水艦まで
テレビから映画まで
橋からバイオテクノロジーまで
ペーパークリップから発電所まで
道路から都市まで
友情からパートナーシップまで
利益から進歩まで
あなたが望むものはすべて、
インドで作ってください。



सत्यमेव जयते

「アショカ・チャクラ」は
インドの国章の中心的要素であり、
また国旗の中心にもあしらわれています。
この輪が象徴する平和的進歩とダイナミズムは、
インドの啓示に満ちた過去から受け継がれ、
インドを躍動する将来に向かわせる
力となっています。

太古の昔からインドの国章として
用いられているライオンは、
力、勇気、粘り強さと智恵という、
古代から今日まで受け継がれている
インド的価値観を表しています。



エネルギー産業の 新たなフロンティア

埋蔵量 96 兆立方フィートのシェールガス、
豊富な石油、天然ガスを有するインドは、
エネルギーの新たなフロンティアである。

シェールガスの推計埋蔵量は 96 兆立方フィート

天然ガスの確認埋蔵量は 47 兆立方フィート

石油の確認埋蔵量は 800 万メトリックトン

世界第 4 位の原油・石油製品消費国

アジア第二位の精製国



新たな優遇措置

「メイク・イン・インド」プログラムには、投資とイノベーションの促進、知的財産保護、最高レベルの製造インフラのための主要な新規優遇措置が含まれています。

① 新たなプロセス

- ・ビジネスのしやすい環境づくりを重視
- ・免許制度と規制の緩和

② 新たなインフラ

- ・産業大動脈
- ・産業クラスター
- ・スマートシティ
- ・イノベーション促進
- ・能力開発

③ 新たな分野

- ・防衛、建設、鉄道などの重要産業におけるFDIの開放

④ 新たな姿勢

- ・初めてインドに投資する投資者を到着時か案内し、支援する専門チーム
- ・全分野における、特定企業にターゲットを絞った働きかけ

事実と数字



投資をするべき理由

- 産業の価値連鎖全体への投資奨励のため、「新たな探査免許政策 (NELP)」、「炭層メタン政策」等の政策が作られた。NELP の第 9 次入札には、34 鉱区が公開された。
- インドの一次エネルギー需要は、2012 年の 5 億 6300 万トン (石油換算) から、2035 年には 3 倍の 15 億 1600 万トン (石油換算) へ増加する見込み。
- いくつかの産業において、業務で消費する天然ガスが増加している。
- インド石油天然ガス公社、Reliance Industries Limited、グジャラート州石油公社などの国内企業が、深海で天然ガスを発見したと伝えられている。
- 政府は、2013 年の天然ガス産業における価格改革の一環で、国内価格を国際市場価格に合わせるため、また、この産業への投資を促進するために、新しい価格設定スキームを承認した。
- インドは原油の純輸入国だが、グジャラート州等での輸出目的の精製所へ投資を行い、石油製品の純輸出国になった。
- 過去 10 年で、いくつかの民間企業が重要な役割を果たす組織として姿を現した。英国 Cairn Energy の子会社である Cairn India は、ラジャスタン・グジャラート地方及びクリシュナ・ゴダヴァリ海盆に主な運営権を持ち、インドの原油生産の 20% を支配している。
- 民間企業の Reliance Industries Limited や Essar Oil は、大手の製油所となった。
- 政府は、NELP の第 10 次入札の準備をしている。
- 民間の投資家、国営石油企業の両方にとって、透明で均等な機会であり、同じ財政的条件、契約条件を与えられる。
- 推定 28,000MMT の埋蔵量のうち 60% は未開発。

成長の牽引力

- 米国エネルギー情報局は「2013 年国際エネルギー展望」の中で、インドのエネルギー需要は年率 3% で成長し、2040 年までの世界のエネルギー需要の成長の半分は、インドと中国が占めるによってもたらされると予測。
- インド (主に西部地域) の石油の確認埋蔵量は、2014 年初時点で約 800MMT。
- 埋蔵量の約 44% は内陸、56% は海底にある。インドの天然ガスパイプライン網は、2013 年で合計 15,340km 以上で、2018 年度までに 30,000 km 拡大することが提案されている。
- クリーン開発メカニズム (CDM) のためのガス原始埋蔵量は 10 兆立法フィートで、今後増加する可能性もある。
- 政府は、3ヶ所で合計 5.03MMT の原油の戦略的備蓄を始めることを決定した (ヴィサカパトナム、マンガロール、パドゥール)。
- 政府は、インドにおける原油供給の中断が起きないよう、2017 年までに原油備蓄能力を 9100 万バレル追加する計画を発表した。
- インドは、現在の 5 年計画 (2012-2017) に基づき国の精製能力を 2017 年までに 307.366MMT に増やし、増加する国内需要と輸出市場に対応する。
- 現在、政府は、政府・企業間の石油契約構造を検討している。現在の制度には、生産者が政府と収益を分け合う前に生産時の採掘費用を回収できる生産物分与方式が含まれているは、政府と収益を分け合う前に生産時の採掘費用を回収できる。
- 近年、グジャラート州石油公社やアンドラ・ブラデッシュ・ガス・インフラストラクチャー公社のような小規模企業によるラジャスタン州のバルメル盆地やクリシュナ・ゴダヴァリ海盆での大型油田の発見があり、インドの石油生産が多様化する幾分かの可能性はある。

統計

- 石油・ガス産業は、インドの6つの基盤産業の一つ。
- 2013年時点で、インドは、米国・中国・日本に次ぐ世界第4位の原油・石油製品消費国。
- 2014年5月時点で、インドの国内石油消費総量の80%は、輸入石油でまかなわれている。
- 石油・ガスは、インドの一次エネルギー消費の39.2%を占めている。
- 2013年度時点で、天然ガスは、エネルギーミックスの約7.8%を占めている。
- 2014年年初時点で、インドの天然ガスの確認埋蔵量は、47兆立方フィート。総埋蔵量の約34%が内陸にあり、66%は海底にある。
- 2012-17年には、石油・ガスのヴァリューチェーン全体において700億ドル相当の投資が行われる予定。
- 2013年末時点で、インドの原油精製能力は215.066MMTPAであり、中国に次いでアジア第2位。総精製能力の41%は、民間の合弁会社が所有している。
- インドの輸入LNGへの依存が高まっている。2013年時点で、インドは世界第4位のLNG輸入国であり、世界の輸入の5.5%を占める。
- インドの原油パイプライン網は9,460マイル近くあり、総輸送能力は129.4MMTPAである。

投資の機会

シェール：

→インドには、約96兆立方フィートの技術的に採掘可能なシェールガス資源がある。

石炭地下ガス化：

→政府によるキャプティブ（自家消費用生産）採掘政策のもと、石炭ガス化が最終用途の一つとして特定されている。

探鉱・生産（E&P）業務と設備会社への機会：

→インドの堆積地域の48%は、未開拓である。都市ガス供給部門は、既存及び新規参入企業にビジネス機会を提供している。石油天然ガス規制委員会は、以下の優遇措置を、認可された事業に許可している：
認可された事業に対する25年間のインフラ独占権、認可された事業に対する5年間の天然ガスの市場取引活動独占権、既存企業に対しては、市場取引独占権の3年間の延長が許可されている。

パイプライン輸送における機会：

→米国等の先進国で60%を越す石油製品の輸送がパイプラインで行われているのに比べ、インドでは、パイプラインで輸送されているのは35%のみ。

精製部門：

→インドは既に21の精製所がある、精製拠点となっている。外国投資を活用した製品パイプラインや輸出ターミナル等の輸出志向のインフラの拡張が予定されている。

上流分野での外国投資や技術提携の機会：

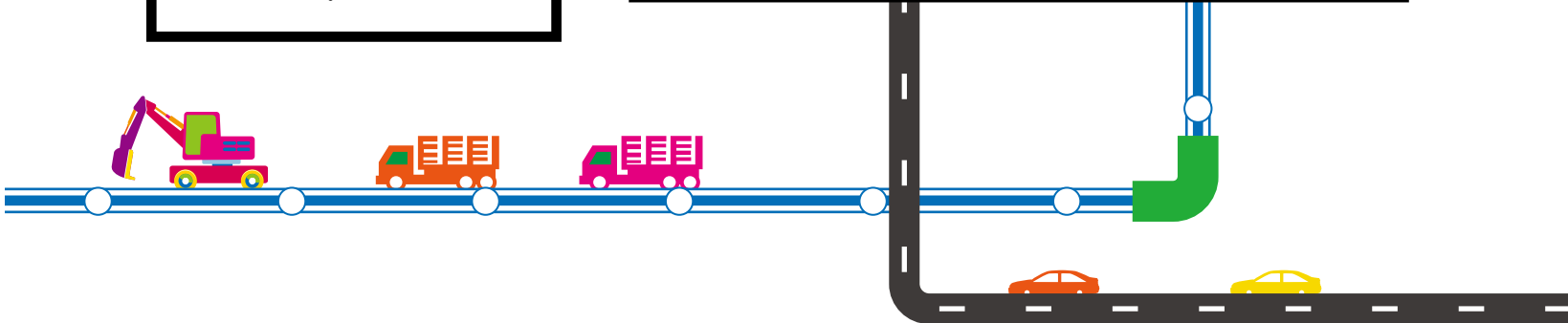
→インドにおいては、今後しばらくは、資源供給の確保がエネルギーの最重要課題となる。国内の内陸や浅海での探査活動が行われているが、国内生産量を大きく増加させるためには、深海・超深海での石油・ガス資源の採掘がカギとなると考えられている。そのような開発は、技術的専門知識や資金力を持つ戦略的投資家に非常に多くの機会を提供する。

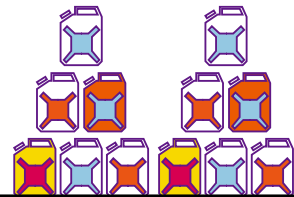


FDI 政策

- 以下の活動に対して、100% までの FDI が、自動承認ルートで許可されている：民間部門における、石油・天然ガス田の探査活動、石油製品・天然ガスの市場取引に関連するインフラ、石油製品・天然ガスの市場取引、石油製品パイプライン、天然ガスパイプライン、LNG の再ガス化、市場調査及び市場形成、石油精製。上記活動への FDI は、石油市場取引部門の現行政策及び規制枠組み、ならびに、石油探査・国営石油公社の発見した油田への民間の参加に関する政府方針に従うものとする。
- 国営企業 (PSU) による石油精製事業への 49% までの FDI が、自動承認ルートで許可されている。ただし、国営企業の国内株式が譲渡放出、または持分が希薄化されることがあってはならない。

産業政策

- 「総合エネルギー政策 2006」には、インドのエネルギー産業が直面する課題解決に関する目標が示されている。
 - 「石油天然ガス規制委員会法 2006」は、石油・石油製品・天然ガスの精製・加工・貯蔵・輸送・流通・市場取引・販売を規制している。
 - 「自動車燃料政策 2003」には、様々な排気基準及び対応する燃料の品質向上条件を遵守するための、一定期間の工程表が提供されている。
 - 「国家バイオ燃料政策 2009」には、バイオ燃料使用の促進が述べられている。インド政府は、バイオエタノールの物品税を12.36% 軽減し、バイオディーゼルの物品税は免除している。
 - 「新探査免許政策 1999」は、炭化水素の探査・生産の契約枠組みを規定している。探査免許は、競争入札を通じて与えられる。2011 年時点で、第9 次入札が完了している。
 - NELP の第10 次入札では、52 鉱区が公開される予定。この入札には、すべての必要な法的認可が事前取得されていることから、リスクが軽減されている。
 - 「炭層メタン政策 1997」は、新たな環境に優しいエネルギー資源として、炭層メタンの探査・生産を奨励している。
 - 「石油規則 1976」は、汚染・安全・その他の運用基準の規制を規定している。
 - 「シェールガス及びオイルに関する政策 2013」は、企業に既に付与された石油探査・採掘権を使って、シェールガス・オイルの採掘権を申請することを許可している。
- 



資金援助

2014 年度連邦予算における主要条項：

- ブランド商標のついた石油にかかる物品税を、1 リットルあたり 7.50 ルピーから 2.35 ルピーへ軽減。
- 適切な PPP 方式を使った、15,000 キロのガスパイプラインの拡大。
- 適切な方策を用いた、燃料助成金の削減。
- 関税法第 25 節が改正され、2002 年 2 月 7 日以前のインドの大 陸棚または排他的経済水域で採掘・生産された石油やガス等の鉱 物油への関税は回収されないと規定された。

財政的優遇措置：

- すべての探査・採掘費は 100% 税控除可能。そのような費用は、 商業生産を始める年に合算することができる。
- 採掘地の原状回復費用について、その額が、指定された銀行口座 に入金されている場合は、特別控除を受けることができる。この 控除は、以下の額のいずれか低いほうに適用される：独立した銀 行口座または採掘地原状回復口座へ入金した額、または当該財政 年度の事業収益の 20%。

州の優遇措置：

- 上記以外にも、インド各州は工業プロジェクトに、以下のような 追加的な優遇措置を提供している。土地取得補助金、土地の売却 または賃借の印紙税軽減、電気料金優遇、譲許的貸出金利率、投

資助成金と税制優遇措置、後進地域助成金、超大型プロジェク トへの特別優遇措置パッケージ。

輸出優遇措置：

- 「輸出促進のための資本財（EPCG）スキーム」にもとづき、生 産前または後の段階の資本財を含む輸出目的の資本財は、ゼロ 関税で輸入できる。ただし、このスキームで割り引かれる資本 財関税の 6 倍相当の輸出義務を条件とし、6 年間で遂行しなけ ればならない。

重点市場スキーム：

- このスキームの基本目的は、国際市場の選別をするにあたり、 高い輸送費やその他の外部性を相殺することである。譲渡可能 な 3% 税控除券を受けられる特定の国が想定されている。特別 重点市場には、4% の恩恵が与えられる。

地域特定の優遇措置：

- 経済特区（SEZ）及び国家投資製造区（NIMZ）内の企業には、 関連する法律で定められた優遇措置がある。北東地域、ジャンム・ カシミール州、ヒマーチャル・プラデシュ州、ウッタラカンド 州等の特別地域でのプロジェクト立ち上げ計画がある。





सत्यमेव जयते

インド政府

商工省 産業政策推進庁 投資促進室

Department of Industrial Policy & Promotion

Ministry of Commerce & Industry

Investor Facilitation Cell

Tel: +91-11-23487411

お問い合わせ

インド大使館

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11

電話：03-3262-2391 to 97

FAX：03-3234-4866

Email：fspic@indembassy-tokyo.gov.in

インド総領事館

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1丁目 9-26 船場 I.S. ビル 10 階

電話：06-6261-7299

FAX：06-6261-7201

Email：cgindia@gol.com



MAKEININDIA.COM

